

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月23日
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集内 国投資信託受益証券に係 るファンドの名称】	D I A M高金利通貨ファンド
【届出の対象とした募集内 国投資信託受益証券の金 額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年7月11日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還（信託終了）に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

継続申込期間：平成30年7月12日から平成31年1月11日まで^{（注）}

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（略）

（注）繰上償還（信託終了）が決定した場合には、購入の申込期間は平成30年8月23日までとなります。繰上償還（信託終了）については(12)その他をご参照ください。

<訂正後>

継続申込期間：平成30年7月12日から平成30年8月23日まで

（略）

（12）【その他】

<訂正前>

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

（略）

また、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

<繰上償還（信託終了）の予定について>

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための手続きを行います。

1．繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは平成19年12月27日に設定し、インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドが投資対象とする投資信託証券であるルクセンブルグ籍外国投資信託（以下、「投資対象ファンド」といいます。）の運用会社から、投資環境の変化により、投資対象ファンドの投資ガイドラインに則った運用の継続が困難であるとの見解を得ました。これをうけ、委託会社では、昨今の投資環境や投資対象ファンドの運用状況等を勘案し、当ファンドの信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になっていると考え、このまま運用を継続するよりも、当ファンドを繰上償還することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

2．繰上償還（信託終了）の日程

受益者の確定日	平成30年7月13日
書面による議決権の行使期限	平成30年8月13日まで
書面決議の日(繰上償還(信託終了)の可否が決定される日)	平成30年8月14日
繰上償還(信託終了)予定日	平成30年9月13日

3. 書面による決議(書面決議)について

・書面による議決権の行使については、平成30年7月13日現在の受益者の皆さまを対象としております。平成30年7月14日以降に取得された受益権口数(平成30年7月12日以降に取得申込みをされた受益権口数)は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。

・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、当ファンドの繰上償還(信託終了)は行いません。

書面決議の結果は、平成30年8月14日(書面決議の日)以降、委託会社のホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

(略)

<訂正後>

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

(略)

また、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

<繰上償還(信託終了)について>

当ファンドにつきましては、平成30年7月13日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、平成30年8月13日まで受益者の皆さまからの議決権の行使を受け付けました。

この結果、書面決議において、基準日である平成30年7月13日時点での受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られましたので、平成30年9月13日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

(略)

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間は、原則として平成19年12月27日から無期限です。(注)

ただし、下記「(5)その他 イ．償還規定」の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(注)繰上償還（信託終了）が決定した場合には、信託期間は平成30年9月13日までとなります。

<訂正後>

信託期間は、平成19年12月27日から平成30年9月13日です。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

5【その他】

<訂正前>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成30年3月23日に臨時株主総会が開催され、定款の変更を行うことについて決議されました。

(略)

<訂正後>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成30年6月20日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

(略)

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1)受託会社

(略)

b．資本金の額

平成29年3月末日現在 247,369百万円

(略)

(2)販売会社

(略)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
(略)		
ばんせい証券株式会社	1,558	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

フィデリティ証券株式会社	8,157	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
(略)		

(注) 資本金の額は平成29年3月末日現在

(略)

<訂正後>

(1)受託会社

(略)

b. 資本金の額

平成30年3月末日現在 247,369百万円

(略)

(2)販売会社

(略)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
(略)		
ばんせい証券株式会社	1,558	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
フィデリティ証券株式会社	8,557	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
(略)		

(注) 資本金の額は平成30年3月末日現在

(略)